

## 函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の経営の安定を図り、もって市民の保健衛生の向上に資するため、公衆浴場の基幹設備の整備事業に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受け、かつ、市内に設置されている公衆浴場（市の設置するものを除く。）で函館市公衆浴場法施行条例（平成25年条例第34号）第2条第1号に該当するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、設備の整備事業を実施した年度（以下「実施年度」という。）の前年1年間における大人料金換算後の1日平均入浴客数（前年1年間の入浴料金収入を大人料金および営業日数で除したもので、以下同じ。）が、基準入浴客数（実施年度における北海道内の経営状況が平均的な公衆浴場における大人料金換算後の1日平均入浴客数で北海道知事が決定したもので、以下同じ。）の200パーセント未満の公衆浴場を経営する者で、原則として今後1年以上継続して公衆浴場を営業する意思があり、別表1左欄に掲げる設備を整備したものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1左欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、運搬費、据付費および附帯工事費を除いた経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費の設備1基当たりの限度額は、別表1左欄に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

3 前項の規定にかかわらず、2種類以上の補助対象設備を同時に整備する場合における補助対象経費の限度額は、195万円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表2左欄に掲げる公衆浴場の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)のうち、市長が認める予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式の申請書に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助することと決定したときは、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、実施年度の翌年度に交付するものとする。

(書類の経由)

第9条 補助金交付申請書等の市長に提出する書類および市長が送付する補助金交付決定通知書等の書類は、函館浴場協同組合の長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施した整備事業については、従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施した整備事業については、従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施した整備事業については、従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施した整備事業については、従前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日以降に実施した整備事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日以降に実施した整備事業について適用する。

別表 1 (第 3 条, 第 4 条関係)

設 備 の 区 分	1 基当たりの限度額
内がま	1 1 0 万円
元がま	8 5 万円
バーナー	9 2 万円
温水器	8 0 万円
温度調節器	4 2 万円
ろ過器	8 1 万円
廃油燃焼器	6 6 万円
煙突	7 2 万円
塩素滅菌器	1 8 . 5 万円

別表 2 (第 5 条関係)

公 衆 浴 場 の 区 分	補 助 率
1 日平均入浴客数が基準入浴客数の 8 0 パーセント未満の公衆浴場	補助対象経費の 2 分の 1 以内
1 日平均入浴客数が基準入浴客数の 8 0 パーセント以上 1 0 0 パーセント 未満の公衆浴場	補助対象経費の 3 分の 1 以内
1 日平均入浴客数が基準入浴客数の 1 0 0 パーセント以上 2 0 0 パーセン ト未満の公衆浴場	補助対象経費の 6 分の 1 以内

別記第1号様式(第6条関係)

年度 補助金交付申請書

年 月 日

函館市長

様

浴場名

申請者 住 所

営業者名

(法人名・代表者名)

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

上記の補助事業に関し、次のとおり設備工事を完了しました。

今後、1年以上継続して公衆浴場の経営をしますので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付申請をします。

- 1 補助事業の理由
- 2 補助対象設備名
- 3 完了年月日 年 月 日完了
- 4 補助対象経費
- 5 補助金交付申請額
- 6 添付書類

工事内訳書兼確認証明書、工事完了引渡書(写)およびその他必要と認める書類。

別記第2号様式（第7条関係）

年度 補助金交付決定通知書

函 保 生  
年 月 日

補助事業者

浴場名

住 所

営業者名 様

（法人名・代表者名）

函館市長

補助事業の名称 公衆浴場設備整備事業

年 月 日付けで申請のあった上記の補助事業に係る補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

1 補助対象経費および補助金の交付額

補助対象設備名	補助対象経費	補助率	補助金の交付額
合 計			

2 補助金の交付予定時期 年 月

3 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
  - (ア) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
  - (イ) 法令または函館市補助金等交付規則および函館市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
  - (ウ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (5) 補助事業者は、この補助事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。